

4

基本方針の実現に向けた施策の展開

4-1 施策展開の考え方

4-2 展開方針

(1) 都市計画施策の展開

(2) 分野横断的な施策の展開

(3) 市町村との連携強化

4-1 施策展開の考え方

県内市町村の多くが人口減少局面を迎え、基本方針の目標年次であるおおむね20年後を見据えた場合には現在人口増加局面にある市町村でも人口減少局面を迎えることが予測されます。また人口減少や高齢化の進行に伴い、空き地・空き家の増加、コミュニティの希薄化など様々な面での都市環境の悪化が懸念されます。

このような課題を解消するため、前章までに掲げた集約型の都市づくりの考え方・方針のもと、多様な取組を進めていくこととなりますが、主要な施策の展開については、戦略的な展開を図ることにより、集約型の都市づくりを目指していきます。

目標年次であるおおむね20年後を見据えた具体の施策の展開の考え方は以下のとおりです。

都市計画施策の展開

- ・都市計画基礎調査の拡充
- ・開発許可基準の改定
- ・用途地域等の決定運用基準の改定
- ・都市圏ごとの区域マスタープランの決定
- ・都市計画運用方針の改定
- ・都市構造の可視化の推進
- ・都市構造に関する専門家会議の設置

分野横断的な施策の展開

- ・街なか再生の取り組み
- ・公共交通軸沿線への都市機能の誘導
- ・公共交通軸の質の向上
- ・低密度化する市街地の多面的な活用
- ・防災都市づくりの展開
- ・環境共生の都市づくりの展開
- ・美しい都市づくりの展開

市町村との連携強化

- ・市町村の集約型の都市づくりへの支援

■施策展開の考え方

4-2 展開方針

目標年次であるおおむね20年後を見据え、短中期における具体的な施策展開の計画は以下のとおりです。各施策については、進捗状況を確認しつつ、都市動向等を踏まえ必要に応じて修正を行っていきます。

集約型の都市づくりにおける 県の実施策	今後の取組例	展開計画											3章との対応					誘導の 視座				
		H26以前	H 27	H 28	H 29	H 30	H 31	H 32	H 33	H 34	H 35	H 36 以降	①集約型の 都市づくり	②土地 利用	③都市 施設・ 市街地 整備	④安全で個性あ る都市づく り	⑤都市づく りの 仕組 み	住民 向け	事業 者 向け			
福岡県都市計画基本方針	・都市計画に関する基本的な考え方の提示と同方針に基づく都市計画の運用	H15策定 →	改定												○	○	○	○	○			
都市計画 施策の 展開	①都市計画基礎調査の拡充	・国の都市計画基礎調査要綱改定との整合 ・集約型の都市づくりに必要となる情報の管理	● →	改定											○	○	○					
	②開発許可基準の改定	・開発許可基準の改定と運用	● →	改定											○	○						
	③用途地域等の決定運用基準の改定	・集住や都市機能集約を促進する際の地域地区運用の考え方 ・ダウンゾーニングを図る際の地域地区運用の考え方 ・新規バイパス路線など土地需要が高い区域における特定用途制限地域の適用 ・工場跡地の有効活用 ・基準からガイドラインへ	H11策定 H16改定 →	改定											○	○						
	④都市圏ごとの区域マスタープランの決定	・都市圏単位での都市計画区域マスタープランを策定 ・拠点・公共交通軸を位置づけ ・集約型の都市づくりの目標値の設定と運用	H16策定 H20拠点等 位置づけ →	策定												○	○	○	○			
	⑤都市計画運用方針の改定	・公共交通軸沿線における土地利用制度を用いた誘導 ・公共交通軸沿線における大規模集客施設立地の立地誘導 ・拠点や公共交通軸沿線における用途地域等変更の支援 ・市街化調整区域における開発許可制度の運用および地区計画の運用 ・用途地域内かつ集住促進を図る地区外におけるダウンゾーニングの支援		改定												○	○					
	⑥都市構造の可視化の推進	・都市圏構造を評価するための評価手法の開発と運用 ・都市構造の可視化 ・都市構造の評価と必要に応じた施策展開の見直し ・過渡期において一時的に発生する問題への対応														○	○				○	
	⑦都市構造に関する専門家会議の設置	・都市圏における都市構造の技術的評価を行うオーソリティ（専門家会議）の適切な運用																			○	

集約型の都市づくりにおける 県の具体策	今後の取組例	展開計画											3章との対応					誘導の 視座	
		H26以前	H 27	H 28	H 29	H 30	H 31	H 32	H 33	H 34	H 35	H 36 以降	①集約型の 都市づくり	②土地 利用	③都市 施設・ 市街地 整備	④安全 で個性 ある 都市 づくり	⑤都市 づくり の 仕 組 み	住民 向け	事業 者 向 け
分野横断 的な施策 の展開	①街なか再生の取組	<ul style="list-style-type: none"> 都市機能の集約、魅力的な市街地空間づくりに向けた施策の実施 不足する都市基盤施設の整備 駅設置の支援 拠点への流入促進に向けた施策を展開 	●	→												○		○	○
	②公共交通軸沿線への 都市機能の誘導	<ul style="list-style-type: none"> 拠点や公共交通軸沿線の一部への居住に対する支援 		●	→											○	○		○
		<ul style="list-style-type: none"> —集住ニーズを受け入れるための住宅確保— 公共交通軸沿線での住宅施策に対する支援 			●	→										○	○		○
	③公共交通軸の質の向上	<ul style="list-style-type: none"> 拠点・公共交通軸沿線の集積性を高める取組 路線の再編、ダイヤの見直し促進 			●	→										○	○		○
	④低密度化する市街地の 多面的な活用	<ul style="list-style-type: none"> 計画的に低密度化を進める地区の選定 計画的に低密度化を進める地区における多面的活用施策の実施(事業・土地利用施策) 			●	→										○	○		○
	⑤防災都市づくりの展開	<ul style="list-style-type: none"> ハード整備とソフト施策による防災都市づくりの展開 リスク情報等の提示 事前復興まちづくり計画の策定支援 	●	→														○	
	⑥環境共生の都市づくりの 展開	<ul style="list-style-type: none"> 集約型の都市づくりと併行した継続的な低炭素都市づくりの取組 住み続けていけるための都市緑化の促進 	●	→												○	○		
⑦美しい都市づくりの展開	<ul style="list-style-type: none"> 地域の価値を高めるための美しい都市づくり 広域景観計画の策定と運用 	●	→														○		
市町村と の連携強 化	市町村における集約型の都 市づくりの実践に対する支 援	<ul style="list-style-type: none"> 集約型の都市づくりに向けた各種計画づくりの支援 外部評価組織による都市構造評価の支援 立地適正化計画策定等都市再生特別措置法改正に連動した取組の支援 都市計画区域の再編、区域区分の適用等の要請への対応 	●	→												○	○	○	○

(1) 都市計画施策の展開

①都市計画基礎調査の拡充

取組内容	○都市計画基礎調査の実施要綱改定と実施
実施時期	平成27年度改定
実施主体	福岡県、市町村
具体内容	<p>[国実施要綱改定との整合]</p> <p>都市計画基礎調査実施要綱(昭和62年 建設省)について、近年の都市を取り巻く状況への対応及び行財政の効率的な執行の面から、平成25年6月に改定されています。</p> <p>上記を踏まえ、福岡県都市計画基礎調査実施要領について改定</p> <p>[集約型の都市づくりに必要となる情報の管理]</p> <p>国実施要綱改定の内容に加え、集約型の都市づくりの状況把握に必要な情報(拠点や軸上での転出入の状況や、空き地・空き家の状況など)について、都市計画基礎調査において把握・管理</p>

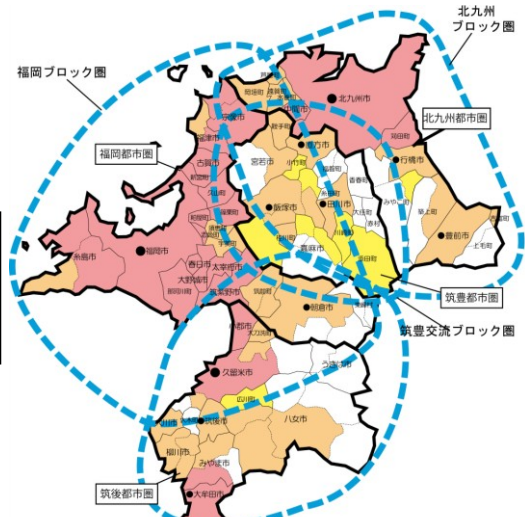
②開発許可基準の改定

取組内容	○市街化調整区域内における小規模な集客施設の立地誘導
実施時期	平成27年度改定
実施主体	福岡県、市町村
具体内容	<p>[開発許可基準の改定と運用]</p> <p>市街化調整区域においても立地が想定される集客施設(市街化調整区域内居住者へのサービスや道路利用者へのサービス施設、10,000㎡未満)について、公共交通軸沿線へ立地誘導するための開発許可基準の改定</p>

③用途地域等の決定運用基準の改定

取組内容	<p>○集住や市機能集約を促進する地域地区運用の考え方の提示 ○ダウンゾーニングを図る際の地域地区運用の考え方の提示</p>
実施時期	平成27年度改定
実施主体	福岡県、市町村
<p>具体内容</p>	<p>[集住や都市機能集約を促進する際の地域地区運用の考え方] 集住、都市機能集約を図る地区内での集約促進のための用途変更、容積率緩和、特別用途地区等を決定・運用していくための具体的な事例や考え方の提示</p> <p>[ダウンゾーニングを図る際の地域地区運用の考え方] 集住、都市機能集約を図る地区外において、地域の実情を踏まえつつ、用途変更、特別用途地区、特定用途制限地域、容積率低減等を決定・運用していくための事例や考え方の提示</p> <p>[新規バイパス沿線など土地需要が高い区域における特定用途制限地域の適用] 非線引き用途白地地域内の新規バイパス沿線など土地需要が高い区域における特定用途制限地域の適用などの市町村の取組への支援</p> <p>[工場跡地の有効活用] 市街地内における工場跡地について、用途地域が許容する場合であっても都市の将来像から望ましくない転用が行われないよう、既存の工業地に特別用途地区を活用するなどの方策についての事例や考え方の提示</p> <p>[基準からガイドラインへ] 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に伴う、都市計画の決定権限移譲や協議・調整における県の関わりの変化を踏まえ、ガイドラインとして改定</p>

④都市圏ごとの区域マスタープランの決定

取組内容	○広域的な都市計画区域マスタープランの策定、運用
実施時期	平成27年度策定
実施主体	福岡県、市町村
<p>具体内容 (その1)</p>	<p>[都市圏単位の都市計画区域マスタープランの策定、運用]</p> <p>現在の県土の状況や都市計画区域等の状況を踏まえ、重層的な生活圏の広がりや都市計画区域マスタープランにおいて広域的・共通的事項を明らかにするため、従前の55の都市計画区域マスタープランを集約し、4つの都市圏単位の都市計画区域マスタープランを策定、運用</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">本県における 都市計画区域等の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多くの行政区域、都市計画区域が存在するなかで、生活圏の広がりや乖離 ・集約型の都市構造を目指していくためには、生活圏の広がりや対応させた枠組みでの取り組みが必要 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">都市計画運用指針※における 近年の改定内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村マスタープランとの役割分担も含め、広域的・根幹的であることを重視 ・複数の都市計画区域にわたる広域的・共通的事項を明らかにするため、都市計画区域マスタープランの柔軟な策定も可能に </div> </div> <div style="margin-top: 20px;"> <p style="text-align: center;">県土の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域的かつ重層的なつながりを持つ圏域 ・旧来からの4区分を基本とした4つの都市圏 </div> <div style="margin-top: 20px; border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">◆複数の都市計画区域を包括したマスタープラン策定 (一体で作成することで広域的・重層的なつながりを考慮した計画へ)</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 20px;"> <p>従前: 55の都市計画区域マスタープラン</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>都市圏を対象として都市計画区域マスタープランを策定し、4つに集約する</p> </div>  </div> </div>

[拠点・公共交通軸を都市計画に位置づけ]

拠点と公共交通軸による新しい集約型の都市づくりを進めていくにあたり、都市計画区域マスタープランにおいて記述されている拠点と同様に、公共交通軸についても都市計画区域マスタープランにおいて記述し、都市計画として位置づけ

[集約型の都市づくりの目標値の設定と運用]

集約型の都市づくりの実現性を高めていくため、都市計画区域マスタープランにおいて、各種誘導施策の対象である住民や事業者に係る目標値を設定、運用

■集約型の都市づくりによる目標値(率)(例)

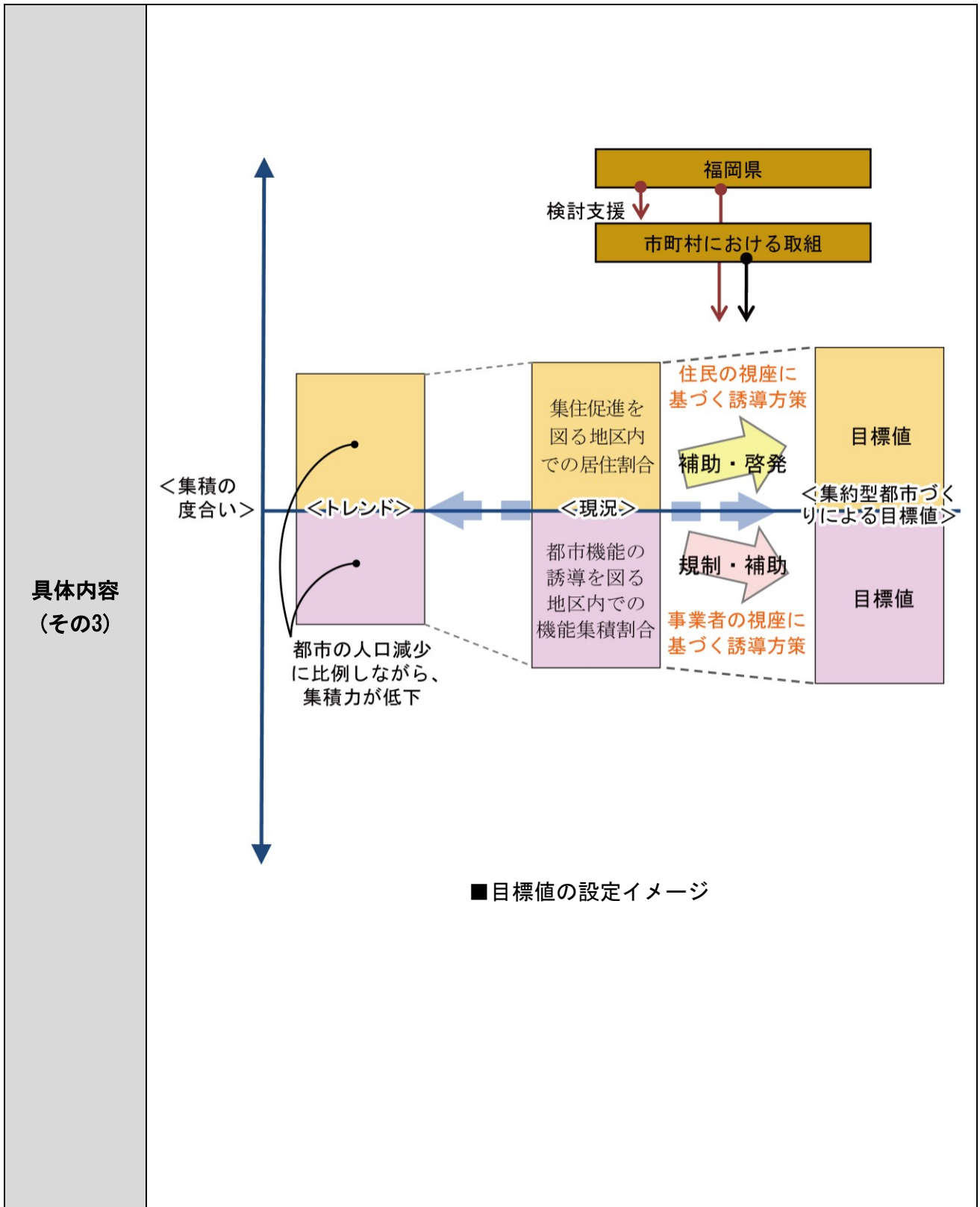
		現況		トレンド (H42)	目標値 ・目標値の試算結果を 考慮して設定	目標値の考え方
集住促進を図る地区内での 居住割合	拠点部		9%	12%	60%	拠点部及び公共交通軸沿線 ¹⁾ における人口は増加傾向にあるが、集住施策の展開によりさらに居住が加速するものとして設定
	公共交通軸		40%	43%		
	拠点部+公共交通軸		49%	55%		
	累計		100%	100%		
都市機能の誘導を図る 地区内での大規模小売店舗 (商業床1,000㎡以上を対象) 商業床面積割合	拠点部		42%	44%	70%	県内の大規模小売店舗面積が増加傾向にあるなか、拠点部及び公共交通軸沿線における現状割合を維持するものとして設定
	公共交通軸		26%	20%		
	拠点部+公共交通軸		68%	64%		
	累計		100%	100%		
拠点、公共交通軸 沿線での 発生集中量 (ある地域を出発した人 及び到着した人の量) 割合	拠点部		31%	75%	80%	県内、拠点部及び軸沿線上の人口及び大規模小売店舗商業床面積の変化を考慮し、発生集中量を試算し、その伸び率を用いて設定
	公共交通軸		42%			
	拠点部+公共交通軸		73%			
	北部九州圏計 (鳥栖市・基山町を除く)		100%			

具体内容
(その2)

■集約型の都市づくりによる目標値の試算(実数)(例)

		現況		トレンド (H42)		目標値の試算	
		実数	率	実数	率	実数	率
集住促進を図る 地区内での 居住人口	拠点部	477,809 (人)	9%	573,296 (人)	12%	2,581,051 (人)	55%⇒60% (2,830,892人)
	公共交通軸	2,003,489 (人)	40%	2,007,755 (人)	43%		
	拠点部+公共交通軸	2,481,298 (人)	49%	2,581,051 (人) ²⁾	55%		
	累計	5,071,968 (人)	100%	4,718,154 (人)	100%		
都市機能の誘導を 図る地区内での 大規模小売店舗 商業床面積割合	拠点部	1,855,841 (㎡)	42%	2,554,601 (㎡)	44%	3,968,542 (㎡)	68%⇒70% (4,085,264㎡) (現状の割合を維持)
	公共交通軸	1,172,699 (㎡)	26%	1,186,140 (㎡)	20%		
	拠点部+公共交通軸	3,028,540 (㎡)	68%	3,740,741 (㎡) ³⁾	64%		
	累計	4,453,472 (㎡)	100%	5,836,091 (㎡)	100%		
拠点、公共交通軸 沿線での 発生集中量	拠点部	6,892,692 (T.E)	31%	18,526,646 (T.E) ⁴⁾	75%	19,877,237 (T.E) ⁵⁾	80%
	公共交通軸	9,169,462 (T.E)	42%				
	拠点部+公共交通軸	16,062,154 (T.E)	73%				
	北部九州圏計 (鳥栖市・基山町を除く)	21,888,819 (T.E)	100%				

- 1) 拠点部及び公共交通軸沿線：富山市での設定を基に試算（鉄軌道駅周辺半径500m、バス停周辺半径300m、バスは60本（片道）／日以上）。実際の公共交通軸の設定については地域の実情を考慮した上で都市計画区域マスタープランに位置付け。
- 2) 居住人口のトレンド値の試算：500mメッシュごとに過去（H17～H22）の人口増減の傾向が将来（H42）まで続くことと仮定し、H42の人口を試算。その際、国立社会保障・人口問題研究所のH42の県内総人口と合うよう補正を実施。
- 3) 大規模小売店舗面積のトレンド値の試算：過去（H17～H24）の県内の大規模小売店舗面積の増減の傾向が将来（H42）まで続くことと仮定し、H42の大規模小売店舗面積を試算。
- 4) 発生集中量のトレンド値の試算：居住人口および大規模小売店舗面積の変化の伸び（H17～H42）1.15倍を考慮。
- 5) 発生集中量の目標値の試算：居住人口の目標（60%）、大規模小売店舗面積の目標（70%）による伸び1.24倍を考慮。



⑤都市計画運用方針の改定

取組内容	○都市計画運用方針の改定																								
実施時期	平成27年度改定																								
実施主体	福岡県																								
<p>具体内容 (その1)</p>	<p>新たに設定を行う公共交通軸沿線の一部において検討を行う土地利用誘導施策例としては以下のような施策が考えられます。</p> <p>また公有地については、公共交通軸沿線における公共施設用地としての積極的な活用や、公共交通軸沿線外(拠点内は除く。)での宅地以外への用途転換による保全などが考えられます。</p> <p style="text-align: center;">■公共交通軸沿線における土地利用制度を用いた誘導施策(例)</p>																								
	公共交通軸沿線	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th>市街化区域(用途地域)</th> <th>市街化調整区域</th> <th>非線引き白地地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基幹公共交通軸</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 駅周辺において土地のミックスユースを促進させる用途地域の変更や地区計画の策定等 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 開発許可制度および地区計画の運用による住宅立地をコントロール(現況運用と同じ) </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 現況運用と同じ </td> </tr> <tr> <td>大規模集客施設の立地</td> <td colspan="3"> <ul style="list-style-type: none"> “広域拠点”と同様の運用(商業施設であれば10,000㎡以上も立地可能) ※駅への直結した立地を想定 </td> </tr> <tr> <td>公共交通軸</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 沿線において土地のミックスユースを促進させる用途地域の変更や地区計画の策定等 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 開発許可基準による既存バス停や新設バス停周辺への集客施設の立地誘導(公共交通軸に接し3,000㎡未満) 開発許可制度および地区計画の運用による住宅立地をコントロール(現況運用と同じ) </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 現況運用と同じ </td> </tr> <tr> <td>大規模集客施設の立地</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> “拠点”と同様の運用(商業施設であれば10,000㎡未満の立地が可能) ※公共交通軸に接した立地を想定 </td> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> 現況運用と同じ </td> </tr> </tbody> </table>		市街化区域(用途地域)	市街化調整区域	非線引き白地地域	基幹公共交通軸	<ul style="list-style-type: none"> 駅周辺において土地のミックスユースを促進させる用途地域の変更や地区計画の策定等 	<ul style="list-style-type: none"> 開発許可制度および地区計画の運用による住宅立地をコントロール(現況運用と同じ) 	<ul style="list-style-type: none"> 現況運用と同じ 	大規模集客施設の立地	<ul style="list-style-type: none"> “広域拠点”と同様の運用(商業施設であれば10,000㎡以上も立地可能) ※駅への直結した立地を想定 			公共交通軸	<ul style="list-style-type: none"> 沿線において土地のミックスユースを促進させる用途地域の変更や地区計画の策定等 	<ul style="list-style-type: none"> 開発許可基準による既存バス停や新設バス停周辺への集客施設の立地誘導(公共交通軸に接し3,000㎡未満) 開発許可制度および地区計画の運用による住宅立地をコントロール(現況運用と同じ) 	<ul style="list-style-type: none"> 現況運用と同じ 	大規模集客施設の立地	<ul style="list-style-type: none"> “拠点”と同様の運用(商業施設であれば10,000㎡未満の立地が可能) ※公共交通軸に接した立地を想定 	<ul style="list-style-type: none"> 現況運用と同じ 		<ul style="list-style-type: none"> ダウンゾーニング施策の適用 過剰な商業系及び準工業系用途の変更 住居系用途地域における容積率低減などの導入 工場跡などの大規模空地における用途地域の変更など 	<ul style="list-style-type: none"> 開発許可制度および地区計画の運用による立地をコントロール(現況運用と同じ) 	<ul style="list-style-type: none"> 新規バイパスなど、立地需要が高い区域における特定用途制限地域の適用
			市街化区域(用途地域)	市街化調整区域	非線引き白地地域																				
		基幹公共交通軸	<ul style="list-style-type: none"> 駅周辺において土地のミックスユースを促進させる用途地域の変更や地区計画の策定等 	<ul style="list-style-type: none"> 開発許可制度および地区計画の運用による住宅立地をコントロール(現況運用と同じ) 	<ul style="list-style-type: none"> 現況運用と同じ 																				
		大規模集客施設の立地	<ul style="list-style-type: none"> “広域拠点”と同様の運用(商業施設であれば10,000㎡以上も立地可能) ※駅への直結した立地を想定 																						
	公共交通軸	<ul style="list-style-type: none"> 沿線において土地のミックスユースを促進させる用途地域の変更や地区計画の策定等 	<ul style="list-style-type: none"> 開発許可基準による既存バス停や新設バス停周辺への集客施設の立地誘導(公共交通軸に接し3,000㎡未満) 開発許可制度および地区計画の運用による住宅立地をコントロール(現況運用と同じ) 	<ul style="list-style-type: none"> 現況運用と同じ 																					
	大規模集客施設の立地	<ul style="list-style-type: none"> “拠点”と同様の運用(商業施設であれば10,000㎡未満の立地が可能) ※公共交通軸に接した立地を想定 	<ul style="list-style-type: none"> 現況運用と同じ 																						
	土地利用誘導を図る範囲について	<ul style="list-style-type: none"> 都市圏ごとでの状況に応じて設定 	<ul style="list-style-type: none"> [鉄軌道：点] 駅から半径300m圏(農地転用許可との整合) 																						
		<ul style="list-style-type: none"> ※工業専用地域や臨港地区等は除く。 																							

具体内容
(その2)

[公共交通軸沿線における大規模集客施設立地の立地誘導]

広域拠点外で、拠点や基幹公共交通軸沿線など大規模集客施設の誘導を図る地区内での大規模集客施設の立地に際して必要となる都市計画制限の変更手続きの簡略化

[拠点や公共交通軸沿線における用途地域等変更の支援]

集住促進を図る地区内において、居住地としての魅力を高めるための土地のミクストユースを促進するための用途地域をはじめとした市町村における地域地区制度の変更に際しての支援

[市街化調整区域における開発許可制度の運用および地区計画の運用]

市街化調整区域での、引き続き開発許可制度や地区計画制度を運用した住宅の立地コントロール

[用途地域内かつ集住促進を図る地区外におけるダウンゾーニングの支援]

用途地域内かつ集住促進を図る地区外において、将来像や現状との乖離、高層マンション等立地による近隣紛争の問題発生回避などのため市町村において行われる用途地域の変更、特別用途地区や地区計画の指定、容積率の低減などの導入などについての支援

また、工場跡大規模空閑地での適切な土地活用をうながすための仕組みづくり

■公共交通軸沿線の公有地の積極的な活用事例

(サイトピア：福岡市西部地域交流センター

福岡市西区、JR学研都市駅南口に隣接)

福岡市西部地区のコミュニティ機能を補完する施設として、福岡市総合図書館の分館である「西部図書館」、行政機関である福岡市西区役所の「西部出張所」を併せた複合施設



出典：「サイトピアホームページ」

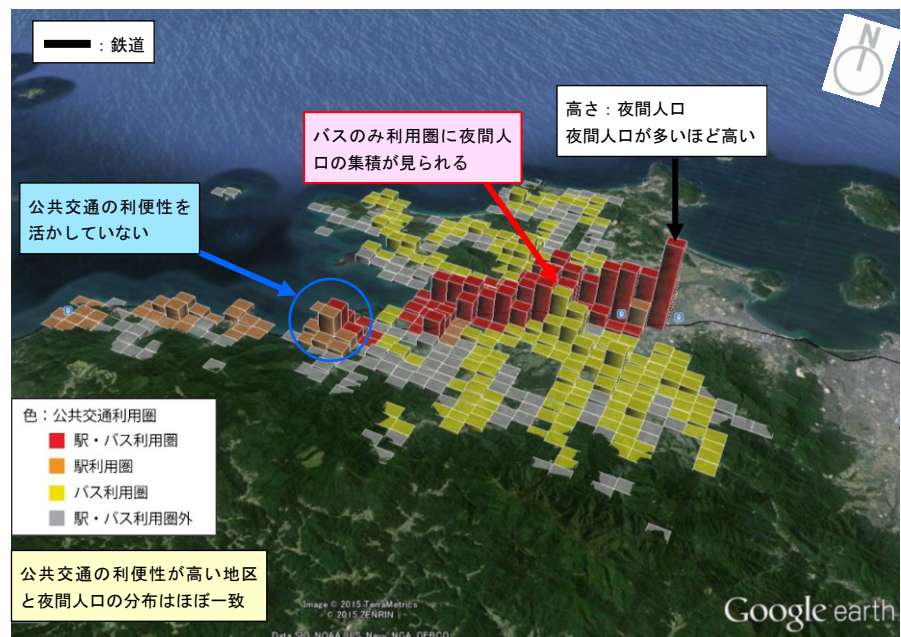
⑥都市構造の可視化の推進

取組内容	○都市圏構造の技術的評価を行うための評価手法の開発と運用																
実施時期	平成27年度から順次検討																
実施主体	福岡県、市町村、外部評価組織																
<p>具体内容 (その1)</p>	<p>[都市圏での都市構造の技術的評価を行うための評価手法の開発と運用] 都市圏単位での都市構造を評価するための評価手法については、今後検討し実用化と運用を目指していきます。</p>																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="410 754 488 844"></th> <th data-bbox="494 754 831 844">将来の動向</th> <th data-bbox="837 754 1114 844">取り組むべきこと</th> <th data-bbox="1120 754 1396 844">主な評価指標(例)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="410 853 488 1252">社会的側面</td> <td data-bbox="494 853 831 1252"> <ul style="list-style-type: none"> ・超高齢社会（三人に一人が高齢者） ・空き地・空き家が大幅に増加 ・公共交通不便・空白地域はさらに拡大 ・人口減少や核家族化の進行による地域コミュニティの一層の希薄化 ・大規模自然災害のリスクが向上 </td> <td data-bbox="837 853 1114 1252"> <ul style="list-style-type: none"> ・歩いて暮らせる環境づくり ・郊外部での一定の生活水準の確保 ・赤字補填の縮小と交通代替性の確保 ・一定の人口集積と多様な世代構成による居住 ・災害リスクの高い地域における居住の抑制 </td> <td data-bbox="1120 853 1396 1252"> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通圏内人口 ・拠点内商業集積の集客性 ・集住を促進する区域内への流入者数 ・災害危険区域の居住人口 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="410 1261 488 1435">環境的側面</td> <td data-bbox="494 1261 831 1435"> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地の拡散を放置した場合には、環境負荷をかけることになる </td> <td data-bbox="837 1261 1114 1435"> <ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮した都市 </td> <td data-bbox="1120 1261 1396 1435"> <ul style="list-style-type: none"> ・CO₂の排出量 ・交通エネルギー消費量 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="410 1444 488 1619">経済的側面</td> <td data-bbox="494 1444 831 1619"> <ul style="list-style-type: none"> ・社会資本の老朽化に伴い、維持管理に関わるコストが増加 ・人口減少に伴い財政状況はさらに厳しさを増す </td> <td data-bbox="837 1444 1114 1619"> <ul style="list-style-type: none"> ・効率的な行政サービスの提供 ・民間投資の誘導 </td> <td data-bbox="1120 1444 1396 1619"> <ul style="list-style-type: none"> ・行政サービスコスト（道路維持管理費等） </td> </tr> </tbody> </table>		将来の動向	取り組むべきこと	主な評価指標(例)	社会的側面	<ul style="list-style-type: none"> ・超高齢社会（三人に一人が高齢者） ・空き地・空き家が大幅に増加 ・公共交通不便・空白地域はさらに拡大 ・人口減少や核家族化の進行による地域コミュニティの一層の希薄化 ・大規模自然災害のリスクが向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・歩いて暮らせる環境づくり ・郊外部での一定の生活水準の確保 ・赤字補填の縮小と交通代替性の確保 ・一定の人口集積と多様な世代構成による居住 ・災害リスクの高い地域における居住の抑制 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通圏内人口 ・拠点内商業集積の集客性 ・集住を促進する区域内への流入者数 ・災害危険区域の居住人口 	環境的側面	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地の拡散を放置した場合には、環境負荷をかけることになる 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮した都市 	<ul style="list-style-type: none"> ・CO₂の排出量 ・交通エネルギー消費量 	経済的側面	<ul style="list-style-type: none"> ・社会資本の老朽化に伴い、維持管理に関わるコストが増加 ・人口減少に伴い財政状況はさらに厳しさを増す 	<ul style="list-style-type: none"> ・効率的な行政サービスの提供 ・民間投資の誘導 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政サービスコスト（道路維持管理費等）
		将来の動向	取り組むべきこと	主な評価指標(例)													
	社会的側面	<ul style="list-style-type: none"> ・超高齢社会（三人に一人が高齢者） ・空き地・空き家が大幅に増加 ・公共交通不便・空白地域はさらに拡大 ・人口減少や核家族化の進行による地域コミュニティの一層の希薄化 ・大規模自然災害のリスクが向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・歩いて暮らせる環境づくり ・郊外部での一定の生活水準の確保 ・赤字補填の縮小と交通代替性の確保 ・一定の人口集積と多様な世代構成による居住 ・災害リスクの高い地域における居住の抑制 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通圏内人口 ・拠点内商業集積の集客性 ・集住を促進する区域内への流入者数 ・災害危険区域の居住人口 													
	環境的側面	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地の拡散を放置した場合には、環境負荷をかけることになる 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮した都市 	<ul style="list-style-type: none"> ・CO₂の排出量 ・交通エネルギー消費量 													
経済的側面	<ul style="list-style-type: none"> ・社会資本の老朽化に伴い、維持管理に関わるコストが増加 ・人口減少に伴い財政状況はさらに厳しさを増す 	<ul style="list-style-type: none"> ・効率的な行政サービスの提供 ・民間投資の誘導 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政サービスコスト（道路維持管理費等） 														
<p>■主な評価指標の例</p>																	

具体内容
(その2)

[都市構造の可視化]

都市構造の評価手法の検討とあわせ、都市構造の可視化手法についても検討を行います。これにより、集約型の都市づくり施策実施前後でのデータ比較で施策の実施効果が明らかとなり、県や市町村における当該施策の効果検証や新たな施策立案がより具体的、効率的に行えるようになります。



■都市構造の可視化イメージ

[都市構造の評価と必要に応じた施策展開の見直し]

都市圏における都市構造について、P D C Aにより評価指標を用いて定期的な評価を行い効用を見定めた、施策展開の柔軟な見直し

[過渡期において一時的に発生する問題への対応]

施策によっては評価指標が一時的にマイナスに働くものもあることが想定されることから、定期的評価の結果、特に買い物や通院などにおいて大きな影響が発生もしくは発生懸念が高い地区における、問題軽減のための一時的な対応施策の検討

⑦都市構造に関する専門家会議の設置

取組内容	○都市圏における都市構造の技術的評価を行うオーソリティ(専門家会議)の適切な運用							
実施時期	平成27年度から順次検討							
実施主体	福岡県、市町村							
<p data-bbox="403 526 1439 607">[都市圏における都市構造の技術的評価を行うオーソリティ(専門家会議)の設置検討]</p> <p data-bbox="403 616 1439 824">人口減少下において集約型の都市構造を目指していくためには、1市町村単位ではなく広がりを持った枠組みとしての都市圏の中での取組が必要となります。また、都市圏の広がり集約型の都市づくりを円滑に実現させていくためには、PDCAによる都市づくりのマネジメントが必要となり、その適正な運営を支える外部評価組織づくりが必要となります。</p> <p data-bbox="403 833 1439 1003">集約型の都市づくりのPDCAサイクルによる管理において、都市圏単位で都市構造評価を行うとともに、自治体等が行う都市計画の変更が都市圏における都市構造へ及ぼす影響について技術的に評価するための専門的な外部評価組織の運用を目指していきます。</p> <p data-bbox="403 1012 1439 1220">この外部評価組織(福岡県都市圏オーソリティ)は、都市圏ごとに集約型の都市づくりに向けた各種都市政策に関し、迅速かつ専門的に助言・評価を行うシンクタンク的な機能、及び、都市圏内住民に対して集約型の都市づくりに関する啓発・情報発信を行う機能を併せ持つ、第三者機関としての位置付けを目指します。</p> <table border="1" data-bbox="459 1234 1439 2092"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="459 1234 1439 1283">福岡県都市圏オーソリティ(イメージ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="459 1292 625 1435">組織の設立趣旨</td> <td data-bbox="632 1292 1439 1435"> <ul style="list-style-type: none"> ・都市圏レベルの集約型の都市づくりに向けた都市政策に関する助言・支援組織 ・都市圏レベルの広域調整に関する助言組織 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1444 625 1677">組織の構成</td> <td data-bbox="632 1444 1439 1677"> <p data-bbox="632 1444 1439 1480">【研究機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学(都市計画・建築・環境・地域政策・社会・福祉等) ・行政研究機関/民間シンクタンク <p data-bbox="632 1579 1439 1615">【民間組織】 ・経済団体</p> <p data-bbox="632 1624 1439 1659">【事務局】 ・福岡県都市計画課</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1668 625 2092">組織の権限・役割</td> <td data-bbox="632 1668 1439 2092"> <p data-bbox="632 1713 1439 1749">【都市計画施策の評価・提案⇒シンクタンク機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市圏における広域調整matterに関する計画提案 →都市計画区域等再編/立地ビジョン改正(拠点見直し)等 ・都市計画区域マスタープラン原案の計画提案 ・都市計画区域マスタープランの進捗管理の評価・提言 ・市町村レベルの都市計画審議会*やオーソリティ活動支援 <p data-bbox="632 1982 1439 2018">【都市計画施策の啓発・情報発信⇒情報発信機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集約型の都市づくりに関する啓発及び情報発信活動 </td> </tr> </tbody> </table>	福岡県都市圏オーソリティ(イメージ)		組織の設立趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・都市圏レベルの集約型の都市づくりに向けた都市政策に関する助言・支援組織 ・都市圏レベルの広域調整に関する助言組織 	組織の構成	<p data-bbox="632 1444 1439 1480">【研究機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学(都市計画・建築・環境・地域政策・社会・福祉等) ・行政研究機関/民間シンクタンク <p data-bbox="632 1579 1439 1615">【民間組織】 ・経済団体</p> <p data-bbox="632 1624 1439 1659">【事務局】 ・福岡県都市計画課</p>	組織の権限・役割	<p data-bbox="632 1713 1439 1749">【都市計画施策の評価・提案⇒シンクタンク機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市圏における広域調整matterに関する計画提案 →都市計画区域等再編/立地ビジョン改正(拠点見直し)等 ・都市計画区域マスタープラン原案の計画提案 ・都市計画区域マスタープランの進捗管理の評価・提言 ・市町村レベルの都市計画審議会*やオーソリティ活動支援 <p data-bbox="632 1982 1439 2018">【都市計画施策の啓発・情報発信⇒情報発信機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集約型の都市づくりに関する啓発及び情報発信活動
福岡県都市圏オーソリティ(イメージ)								
組織の設立趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・都市圏レベルの集約型の都市づくりに向けた都市政策に関する助言・支援組織 ・都市圏レベルの広域調整に関する助言組織 							
組織の構成	<p data-bbox="632 1444 1439 1480">【研究機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学(都市計画・建築・環境・地域政策・社会・福祉等) ・行政研究機関/民間シンクタンク <p data-bbox="632 1579 1439 1615">【民間組織】 ・経済団体</p> <p data-bbox="632 1624 1439 1659">【事務局】 ・福岡県都市計画課</p>							
組織の権限・役割	<p data-bbox="632 1713 1439 1749">【都市計画施策の評価・提案⇒シンクタンク機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市圏における広域調整matterに関する計画提案 →都市計画区域等再編/立地ビジョン改正(拠点見直し)等 ・都市計画区域マスタープラン原案の計画提案 ・都市計画区域マスタープランの進捗管理の評価・提言 ・市町村レベルの都市計画審議会*やオーソリティ活動支援 <p data-bbox="632 1982 1439 2018">【都市計画施策の啓発・情報発信⇒情報発信機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集約型の都市づくりに関する啓発及び情報発信活動 							

(2) 分野横断的な施策の展開

① 街なか再生の取組

取組内容	○街なか再生施策の実施
実施時期	随時
実施主体	福岡県、市町村
具体内容 (その1)	<p>検討を行う施策例としては以下のような施策が考えられます。</p> <p>[都市機能の集約、魅力的な市街地空間づくりに向けた施策の実施]</p> <p>拠点の形成に際しては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地活性化基本計画の認定に向けた取組への支援の継続と、街なかへの施設誘導が進んでいないことや、街なかの居住人口は増加しつつも賑わいに反映していないといった現状を踏まえた ・ 様々な優遇施策の適用による民間活力の活用や柔軟な施策展開 ・ 機動的で小回りの効く土地区画整理手法の導入等によるまとまった用地の確保 ・ 交通結節機能の強化や回遊性の向上のための施策展開などによる都市機能の集約、魅力的な市街地空間づくり

[事業例：ごま塩市街地再生事業]



具体内容
(その2)

[不足する都市基盤施設の整備]

集住促進を図る地区、都市機能の集約を促進する地区内において、市街地としての快適性や魅力向上のため、歩道、駅における駅前広場や連絡通路、公園、下水道等の不足する都市機能の整備

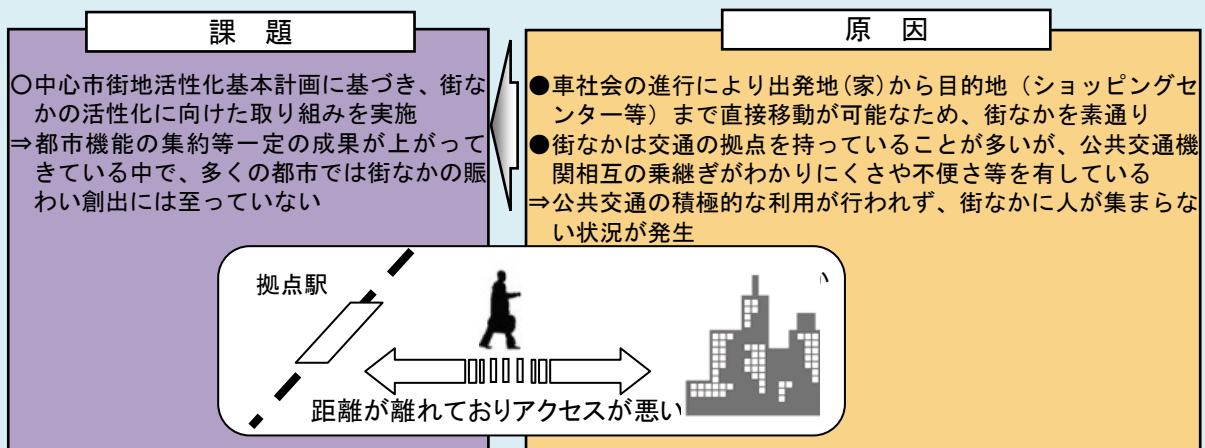
[駅設置の支援]

鉄軌道等における駅は、周辺における集住や都市機能の集約を促進する上で有効な施策であるため、新たな駅設置の取組に対する計画策定等を支援

[拠点への流入促進に向けた施策を展開]

- 中心市街地活性化に向けた取組を積極的に行っている市町村を対象に、
- ・公共交通機関の利便性向上に伴い見込まれる需要の調査等を実施
 - ・街なかへの流入を促進させる交通施策を促進

[事業例：流入促進事業]



活性化に向けた方向性

- 街なかの魅力を高めるだけでなく、一市町村区域のみならず広域的な観点から人を呼び込む交通施策にも取り組むことが必要

流入促進事業の展開

- 中心市街地活性化に向けた取組を積極的に行っている市町村を対象に、公共交通機関の利便性向上に伴い見込まれる需要の調査等を実施し、人々の街なかへの流入を促進させる交通施策を促進する



②公共交通軸沿線への都市機能の誘導

取組内容	○拠点や公共交通軸沿線の一部での居住、施設立地に対する補助施策の運用																																																	
実施時期	随時																																																	
実施主体	福岡県、市町村																																																	
<p style="text-align: center;">具体内容</p>	<p>[補助施策の活用例]</p> <p>下記のような既往施策や新たな優遇施策について、拠点や公共交通軸沿線で重点的に展開することを検討</p> <p>(考えられる施策例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市機能立地支援事業等都市再生特別措置法の支援策 ・地域優良賃貸住宅、長期優良住宅など良質な住宅の普及制度 ・サービス付き高齢者向け住宅など高齢者向けの住宅の普及制度 など <p>(参考)富山市におけるコンパクトシティ施策事例</p>																																																	
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">■まちなか居住促進のための住宅施策</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">○まちなか居住促進事業</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">市民向け</td> <td>まちなか住宅取得支援事業</td> <td>一戸建ての又は分譲型住宅を建設・購入、取得する場合に補助</td> </tr> <tr> <td>まちなか住宅家賃補助事業</td> <td>まちなか以外からまちなかの賃貸住宅へ転居される世帯に、家賃を助成</td> </tr> <tr> <td>まちなかりフォーム補助事業</td> <td>対象地区内における中古住宅のリフォームについて、工事費の一部を補助</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">事業者向け</td> <td>まちなか共同住宅建設促進事業</td> <td>指針に適合する共同住宅を建設する場合に補助</td> </tr> <tr> <td>まちなか住宅転用支援事業</td> <td>遊休化した業務・商業ビルなどを改修し、指針に適合する共同住宅に転用する場合に補助</td> </tr> <tr> <td>まちなか住宅併設店舗等整備支援事業</td> <td>指針に適合する共同住宅を建設する際に、低層階に店舗、医療・福祉施設等を併設して建設する場合に補助</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: right;">・指針：まちなか住宅・居住環境指針</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">○公共交通沿線居住推進事業</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">市民向け</td> <td>公共交通沿線住宅取得支援事業</td> <td>対象地区内において、指針に適合する一戸建て住宅を建設又は分譲型共同住宅を取得する場合に補助</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">事業者向け</td> <td>公共交通沿線共同住宅建設促進事業</td> <td>対象地区内において、指針に適合する共同住宅を建設する場合に補助</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: right;">・指針：公共交通沿線住宅・居住環境指針</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">■まちなか(中心市街地、市民病院)を目的地とした移動に対する運賃割引(往復)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">○お出かけ定期券(65歳以上)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">日中の利用は各交通手段とも100円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">○おでかけバス、電車：100円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">○路面電車、ライトレールについては日中の利用は100円 (※額は1乗車当り)</td> </tr> </table>	■まちなか居住促進のための住宅施策			○まちなか居住促進事業			市民向け	まちなか住宅取得支援事業	一戸建ての又は分譲型住宅を建設・購入、取得する場合に補助	まちなか住宅家賃補助事業	まちなか以外からまちなかの賃貸住宅へ転居される世帯に、家賃を助成	まちなかりフォーム補助事業	対象地区内における中古住宅のリフォームについて、工事費の一部を補助	事業者向け	まちなか共同住宅建設促進事業	指針に適合する共同住宅を建設する場合に補助	まちなか住宅転用支援事業	遊休化した業務・商業ビルなどを改修し、指針に適合する共同住宅に転用する場合に補助	まちなか住宅併設店舗等整備支援事業	指針に適合する共同住宅を建設する際に、低層階に店舗、医療・福祉施設等を併設して建設する場合に補助	・指針：まちなか住宅・居住環境指針			○公共交通沿線居住推進事業			市民向け	公共交通沿線住宅取得支援事業	対象地区内において、指針に適合する一戸建て住宅を建設又は分譲型共同住宅を取得する場合に補助	事業者向け	公共交通沿線共同住宅建設促進事業	対象地区内において、指針に適合する共同住宅を建設する場合に補助	・指針：公共交通沿線住宅・居住環境指針			■まちなか(中心市街地、市民病院)を目的地とした移動に対する運賃割引(往復)			○お出かけ定期券(65歳以上)			日中の利用は各交通手段とも100円			○おでかけバス、電車：100円			○路面電車、ライトレールについては日中の利用は100円 (※額は1乗車当り)	
■まちなか居住促進のための住宅施策																																																		
○まちなか居住促進事業																																																		
市民向け	まちなか住宅取得支援事業	一戸建ての又は分譲型住宅を建設・購入、取得する場合に補助																																																
	まちなか住宅家賃補助事業	まちなか以外からまちなかの賃貸住宅へ転居される世帯に、家賃を助成																																																
	まちなかりフォーム補助事業	対象地区内における中古住宅のリフォームについて、工事費の一部を補助																																																
事業者向け	まちなか共同住宅建設促進事業	指針に適合する共同住宅を建設する場合に補助																																																
	まちなか住宅転用支援事業	遊休化した業務・商業ビルなどを改修し、指針に適合する共同住宅に転用する場合に補助																																																
	まちなか住宅併設店舗等整備支援事業	指針に適合する共同住宅を建設する際に、低層階に店舗、医療・福祉施設等を併設して建設する場合に補助																																																
・指針：まちなか住宅・居住環境指針																																																		
○公共交通沿線居住推進事業																																																		
市民向け	公共交通沿線住宅取得支援事業	対象地区内において、指針に適合する一戸建て住宅を建設又は分譲型共同住宅を取得する場合に補助																																																
事業者向け	公共交通沿線共同住宅建設促進事業	対象地区内において、指針に適合する共同住宅を建設する場合に補助																																																
・指針：公共交通沿線住宅・居住環境指針																																																		
■まちなか(中心市街地、市民病院)を目的地とした移動に対する運賃割引(往復)																																																		
○お出かけ定期券(65歳以上)																																																		
日中の利用は各交通手段とも100円																																																		
○おでかけバス、電車：100円																																																		
○路面電車、ライトレールについては日中の利用は100円 (※額は1乗車当り)																																																		

③公共交通軸の質の向上

取組内容	○拠点・公共交通軸沿線の集積性増加と連動した公共交通軸の質の向上
実施時期	随時
実施主体	福岡県、市町村、交通事業者、民間開発事業者
<p style="text-align: center;">具体内容</p>	<p>検討を行う施策例としては以下のような施策が考えられます。</p> <p>[拠点・公共交通軸沿線の集積性を高める取組]</p> <p>公共交通の利便性向上及び利用促進を図るための、駅における駅前広場やパークアンドライド駐車場等の乗継施設、駐輪場、連絡通路などの整備充実や、バリアフリー化やサインの充実等</p> <p>またバス交通に対する、路線相互や鉄軌道との結節点におけるバス停の設置（バスターミナルや、定時性を確保するためのバスベイ・カットの設置）など</p> <p>この他、新駅設置及びバス停新設は、公共交通軸沿線における集住や都市機能の集約を大きく促進させる契機となるため、需要対応及び集約促進双方の視点から、必要性を検討の上での、設置促進</p> <p>また、新駅設置に際しての、簡易的な構造による低コストでの設置など、柔軟な整備の検討</p> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> <p>■簡易構造による駅設置事例 （樽見鉄道—樽見線 モレラ岐阜駅） 大規模集客施設の設置に際し、同施設管理会社が一部費用を負担し設置された駅</p> </div> <p>[路線の再編、ダイヤの見直し促進]</p> <p>改正後の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の趣旨等を踏まえた、地域公共交通ネットワークを再構築するためのバス路線の再編、鉄道ダイヤの見直し等の促進</p>



④低密度化する市街地の多面的な活用

取組内容	○計画的に低密度化を進める地区の選定と施策の実施
実施時期	随時
実施主体	福岡県、市町村

検討を行う施策例としては以下のような施策が考えられます。

[計画的に低密度化を進める地区の選定]

計画的に低密度化を進める地区の選定に関して、関係機関との調整や客観的な選定手法等の情報提供などについての支援

(参考) 客観的手法により計画的に低密度化を進める候補地を抽出する参考手法

国土交通省国土技術政策総合研究所において、土地適性(対象地がどのような土地利用に適しているか、どのような土地利用には適していないか)を評価する手法の検討が行われており、対住民に対して客観的に説明するための分析手法として、参考になります。

プロセス全体のイメージ

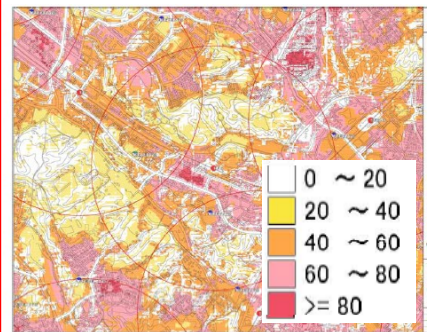


具体内容
(その1)

機能別の不適格条件

	不適格条件
居住機能	傾斜度 > 10% 災害ハザード地域内 広域幹線道路に面する土地 産業・物流用途の隣接地
集客機能	傾斜度 > 5% 災害ハザード地域内 幅員5.5m以上の道路に接しない 周辺の幅員5.5m以上道路密度が低い 鉄道駅が1km以内でない 集客用途と隣接していない
産業・物流機能	傾斜度 > 5% 幅員13m以上の道路に接しない 周辺の幅員13m以上道路密度が低い 小学校が300m以内にある 居住用途に隣接している

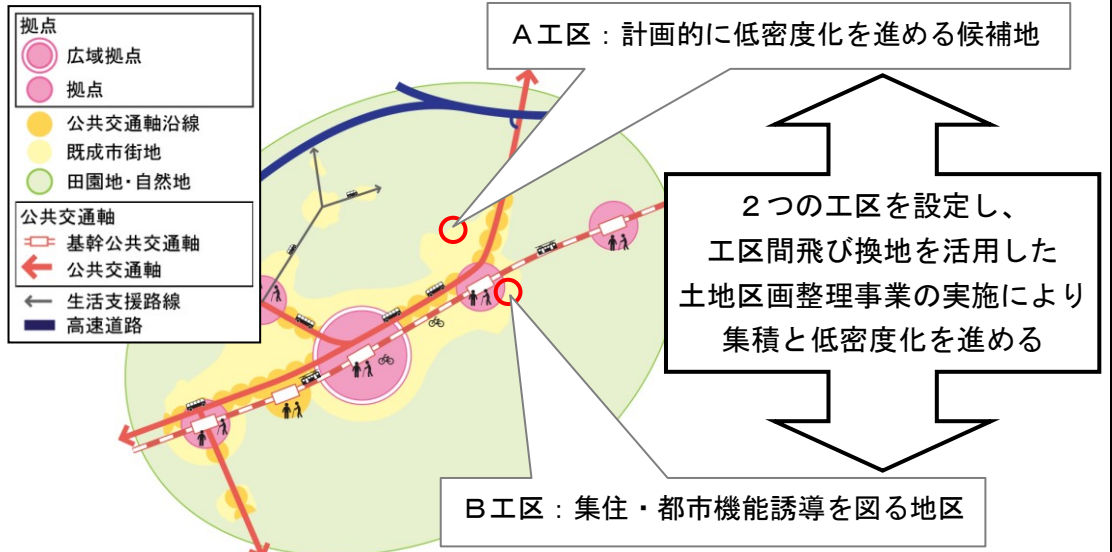
【試算例】：総合点
(Suitability Grade)
-居住機能-



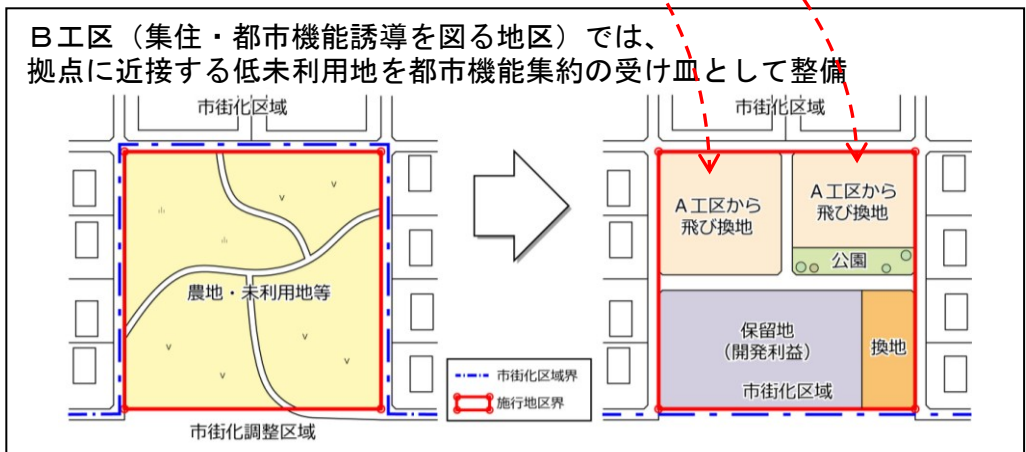
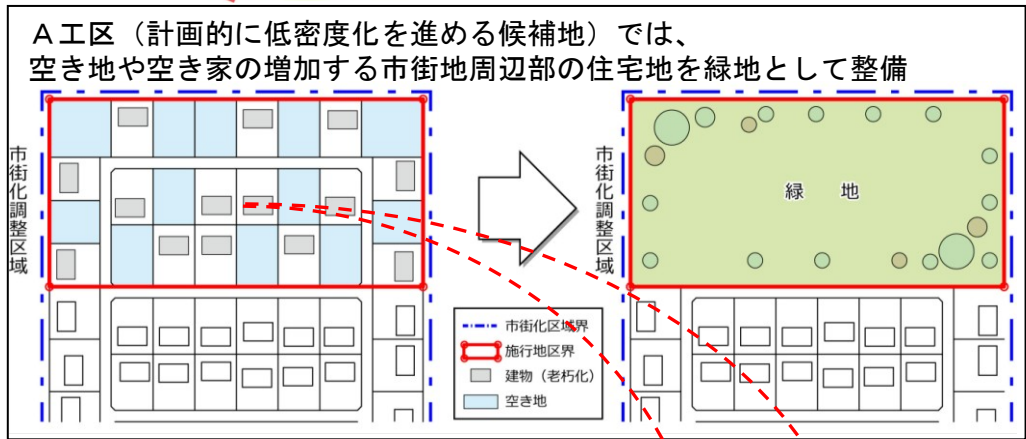
[計画的に低密度化を進める地区における多面的活用施策の実施イメージ（事業・土地利用施策）]

（例示）集約推進へ向けた土地区画整理事業

計画的に低密度化を図る郊外市街地と拠点を対象とした市街地整備を包括的に
行うことにより、計画的に低密度化を図る郊外市街地内の都市的土地利用を適切に
拠点へ誘導し、集約型の都市づくりを図る。



具体内容
(その2)



⑤防災都市づくりの展開

取組内容	○防災都市づくりに係る施策展開
実施時期	随時
実施主体	福岡県、市町村
<p style="text-align: center;">具体内容</p>	<p>検討を行う施策例としては以下のような施策が考えられます。</p> <p>[ハード整備とソフト施策による防災都市づくりの展開]</p> <p>本県における防災都市づくりは、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本として、ハード整備による防災対策と併せて、災害の危険性の高い区域における低密度化への誘導や、情報収集・伝達体制と避難体制の強化などのソフト施策にも重点的に取り組む防災都市づくりの推進</p> <p>災害発生時の自助・共助・公助の活動を実体的なものとするためのソフト施策についての検討</p> <p>[リスク情報等の提示]</p> <p>大規模災害による被害想定等のリスク情報に関する情報提示のひとつとして、都市計画区域マスタープランにおいて、ハザード情報及びその対応としての防災対策方針等に関する記載</p> <p>[事前復興まちづくり計画の策定支援]</p> <p>大規模災害の被害想定により大きな被害が想定される市町村においては、被災後のまちの復興像や、土地利用、都市施設、公共公益施設の整備方針、応急的に必要な用地確保の方針、復興体制などの考え方を事前復興まちづくり計画として準備することが有効であり、市町村によるこのような事前復興まちづくり計画の策定に対する支援</p>

⑥環境共生の都市づくりの展開

取組内容	○環境共生の都市づくりの展開
実施時期	随時
実施主体	福岡県、市町村
<p style="text-align: center;">具体内容</p>	<p>検討を行う施策例としては以下のような施策が考えられます。</p> <p>[集約型の都市づくりと併行した継続的な低炭素都市づくりの取組]</p> <p>本県における環境共生の都市づくりは、県民が、郷土の美しさ・快適さなどを誇りとしながら住み続けていくために、都市と農山漁村の共生や都市個性を生かした都市活力再生などの多面的・総合的な都市づくりを進めていくことを目標としています。</p> <p>この環境共生の都市づくりのため、平成24年12月に施行された「都市の低炭素化の促進に関する法律」(エコまち法)も踏まえながら、集約型の都市づくりと併行して、新たなエネルギー社会の実現に向けた取組、都市緑化の促進など低炭素型の都市づくりを図ります。</p> <p>[自然と共生し、持続可能な都市を目指すための都市緑化の促進]</p> <p>都市づくりにおいて、人と自然が共生できる自然環境を整備・保全する必要性が高まっています。平成24年12月に、地球温暖化問題やエネルギー制約に対応して「都市の低炭素化の促進に関する法律」(エコまち法)が施行され、あらためて都市における緑地の保全及び緑化の推進が重要な課題と位置づけられました。</p> <p>このため、すべての都市計画区域において自然環境の整備または保全に配慮し、風致地区、緑地保全地区等の地域地区や公園・緑地の都市施設を都市計画決定し、その整備・保全を民間による都市緑化とあわせて推進していくことが重要です。</p> <p>市町村の緑の基本計画の策定による緑地とオープンスペース機能等の緑の将来像を、都市計画区域マスタープラン等に反映した、公共空間による都市の緑化促進</p>

⑦美しい都市づくりの展開

取組内容	○美しい都市づくりの展開
実施時期	随時
実施主体	福岡県、市町村
<p>具体内容</p>	<p>検討を行う施策例としては以下のような施策が考えられます。</p> <p>[地域の価値を高めるための美しい都市づくり]</p> <p>本県が、ますます住みよい、心が豊かになっていく県をめざすためには、それぞれの自然条件・歴史・文化や都市機能に応じた美しい景観づくりを進めることによって、まちの総合的な魅力を高めていくことが必要です。</p> <p>「景観法」及び「福岡県美しいまちづくり条例」に基づき、美しいまちづくりを推進するために、県内の美しいまちづくりに関する取組等の情報発信を行うとともに、学校教育における取組の展開や表彰、美しいまちづくりシンポジウム、美しいまちづくりセミナーや景観ツアーの開催等、県民の美しいまちづくりに対する意識の醸成を図るための取組を継続</p> <p>また、市町村が行う、美しい都市づくりに関する住民等からの提案の奨励や、まちづくり協定の締結と支援等に関して、まちづくり専門家の派遣や技術的助言等による市町村の美しいまちづくりに関する施策への支援の推進</p> <p>[広域景観計画の策定と運用]</p> <p>景観は、必ずしも市町村単位で完結するものではなく、河川流域や山並み、丘陵、田園といった連続した広域的な景観を形成しています。本県では、市町村の枠組みを超えたこれらの広域景観については、広域景観計画の策定により広域的な連続性に配慮した景観づくりに取り組んできました。</p> <p>さらに、これらの広域景観の一体性や連続性を守り・育てていくために、広域景観ごとに関係市町村と県、まちづくり団体等による景観協議会を設置し、大規模プロジェクト等、市町村の枠組みを超えて広域景観に影響を及ぼすおそれのある事項について、広域景観計画を踏まえた関係市町村相互の調整・連携</p> <p>また、県、市町村、まちづくり団体との協働による広域的な景観の形成・保全や、これらを踏まえた市町村独自の景観計画の策定の推進</p>

(3) 市町村との連携強化

・市町村の集約型の都市づくりへの支援

取組内容	○市町村における集約型の都市づくりの実践に対する支援の実施
実施時期	随時
実施主体	福岡県、市町村
<p>具体内容</p>	<p>[集約型の都市づくりに向けた各種計画づくりの支援] 市町村における集約型の都市づくりの実践に際して、国・県の新しい制度や、全国・県内での先行事例など、市町村への積極的な情報提供を行っていきます。また、公共交通軸沿線の自治体が連携して公共交通軸沿線での機能集約を促進させることにより、沿線全体での価値が向上し、財政制約下での効率的な行政サービスの展開や公共交通軸を介した交流機能・鉄道需要の創出が可能となることから、沿線自治体の連携に際して調整等が求められる場合には、広域的視点からの支援を図ります。</p> <p>[外部評価組織による都市構造評価の支援] 都市圏における都市構造を技術的に評価する評価組織において、市町村における将来都市構造の計画づくりに際して、現在の都市構造の課題把握や集約型の都市づくりの効果・影響の把握が求められる場合に、都市構造評価を実施していきます。</p> <p>[立地適正化計画の策定等都市再生特別措置法改正に連動した取組の支援] 都市再生特別措置法改正に伴う立地適正化計画の策定と運用に取り組む市町村に対して、計画づくりのための情報提供や技術的助言を行うとともに、当該計画を踏まえた具体事業の展開に際しての支援も行っていきます。</p> <p>[都市計画区域の再編、区域区分の適用等の要請への対応] 集約型の都市づくりを進めていくに際して、市町村から都市計画区域の再編や見直し、区域区分の適用等、県が定める都市計画に対する変更の要請がある場合には、その実施について積極的に対応していきます。</p>